

(案)

隊員家族あんしん協定書

社会福祉法人 足跡の会
海上自衛隊第4航空群

(案)

隊員家族あんしん協定書

社会福祉法人足跡の会綾瀬ゆめっこ保育園（以下「甲」という。）と海上自衛隊第4航空群（以下「乙」という。）は、大規模災害時等における海上自衛隊厚木航空基地所属派遣隊員の留守家族支援に関する本協定を、「隊員家族あんしん協定」と命名し、次のとおり締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模災害等が発生し、海上自衛隊厚木航空基地に勤務する自衛隊員（以下、派遣隊員という。）が派遣される際に、甲が乙に対して行う派遣隊員の留守家族支援について、必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この協定は、甲の施設及びその周辺の被害が軽微で、かつ甲の施設における託児機能が損なわれていないと判断される場合に適用する。

(支援の内容)

第3条 甲は乙に対し、以下に掲げる事項の支援を行う。

- (1) 乙の部隊内に設置する緊急登庁支援一時預かり所への保育指導ボランティア派遣等の支援
- (2) 甲に受入余裕がある場合における希望する隊員家族との短期間の私的契約を含む保育支援
- (3) その他派遣の状況に応じ必要と思われる事項

(調整窓口の一本化)

第4条 派遣隊員及び留守家族から甲に対する支援の調整について、甲の代表者から指定される職員、乙においては第4航空群司令部監理幕僚を窓口とする。

(情報提供)

第5条 乙は、甲に対し、第3条に規定する支援のために必要な情報を提供する。

(有効期間)

第6条 この協定は、平成28年 月 日から効力を有するものとし、甲乙いずれかから協定の解消の申し出のない限り、同一の内容をもって継続する。

(協議)

第7条 この協定書の内容に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙双方で協議を行うものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

平成28年 月 日

甲 神奈川県綾瀬市大上4-2-25
社会福祉法人 足跡の会
綾瀬ゆめっこ保育園園長

乙 神奈川県綾瀬市無番地
海上自衛隊
第4航空群司令